

## 第1回施策討論会

令和2年8月5日(水曜)

### 次 第

#### 1. 政策課題調査概要説明

- ・「新嵐山スカイパーク活用計画」策定に至るまでの経過      －資料2-②
- ・同計画 議会提案以降の委員会の動き
- ・第1回政策討論会開催に至るまでの経過

#### 2. 政策形成過程「7項目」による論点整理説明      －資料2-③

※資料2参考①～③:新嵐山スカイパーク活用計画

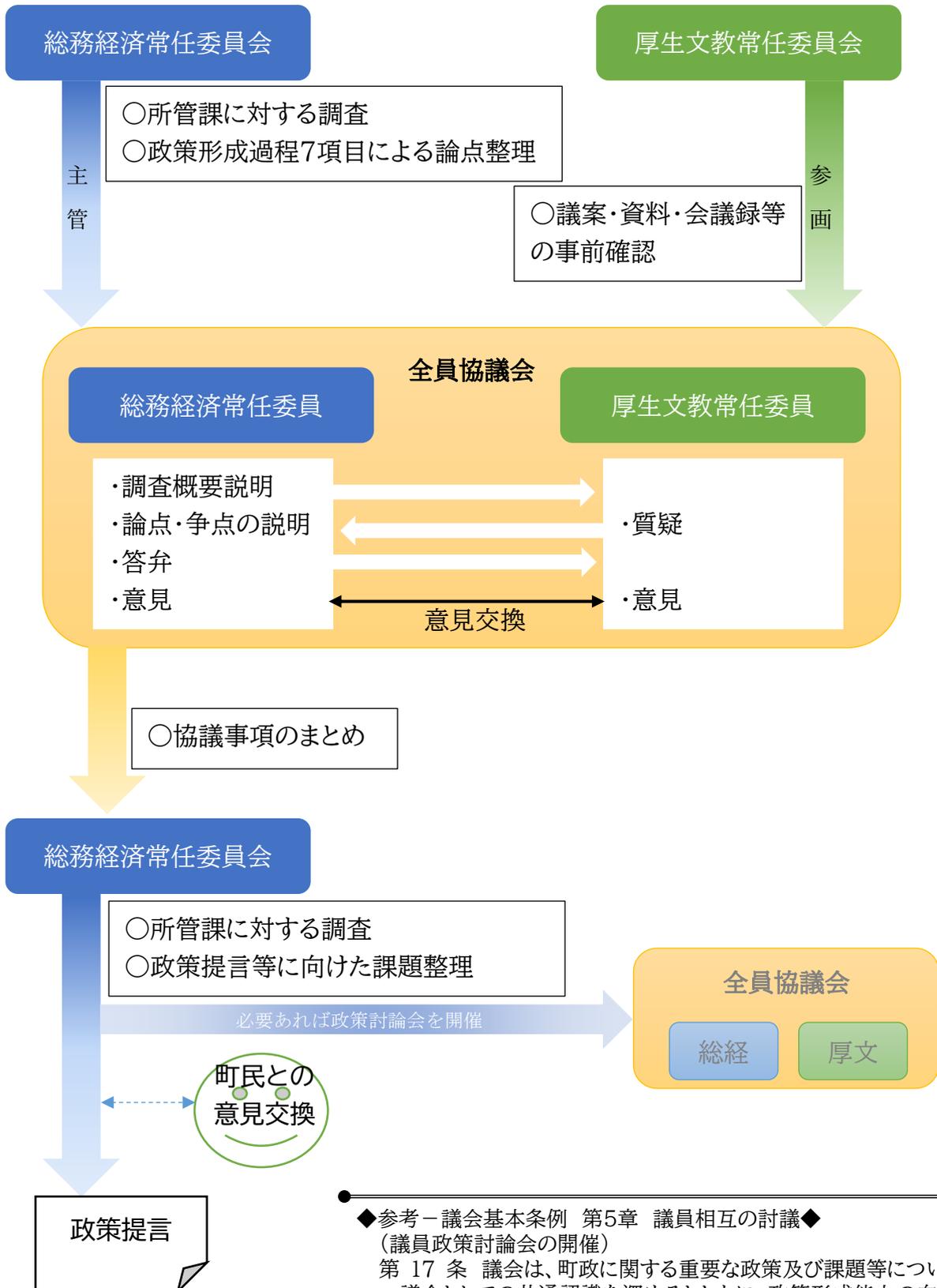
#### 3. 質疑

- (1)政策形成過程「7項目」と課題・目標
- (2)議論の「総括(論点・争点の整理事項)」

#### 4. 意見交換

#### 5. 討論会終了

(参考:令和2年度 政策討論会の概要)



◆参考－議会基本条例 第5章 議員相互の討議◆  
 (議員政策討論会の開催)  
 第 17 条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

**■ 「新嵐山スカイパーク活用計画」策定に至るまでの経過**

- 平成14年度：町が100%出資した「めむろ新嵐山株式会社」に運営委託
- 平成18年度：指定管理者制度に移行
- 平成21年度：『新嵐山スカイパークあり方検討会議』が町に対して提言
- ...
- 平成29年度：行政改革推進委員会専門委員会において経営形態のあり方について議論
  - 町として新嵐山スカイパークの今後の方向性を決定
    - ①新嵐山スカイパークのコンセプトを明確にすること
    - ②指定管理者制度を継続すること
    - ③指定管理期間の延長(当時は平成32年度まで)
- 令和元年4月：第5期芽室町総合計画スタート  
新嵐山スカイパークの「運営については、多角経営を検証しながら、官民協働の視点を活かした取り組みを進める」と明記
- 令和元年7月：サウンディング型市場調査を実施
  - 町内5者、町外3者、合計8事業者の応募
- 令和元年度：「新嵐山スカイパーク活用計画案」策定

**■ 「新嵐山スカイパーク活用計画」(案)説明以降の委員会の動き**

- ◇令和2年1月：「新嵐山スカイパーク活用計画案」を調査
- 令和2年1月：「新嵐山スカイパーク活用計画案」パネルディスカッション
- ◇令和2年3月：「新型コロナ」に関する町内業者への支援について調査
  - 提言書を取りまとめ町長に手交
- ◇令和2年5月：「新嵐山スカイパーク活用計画案」進捗状況を調査
  - 継続調査としていくことを決定
- 令和2年6月：行政報告等で議会への情報提供が遅れたことについて謝罪

## ■政策討論会開催に至るまでの経過

○新嵐山スカイパークは町民の財産

○これまでの委員会調査で多くの質疑・問題点

○令和2年6月定例会議の振り返り：

「活用計画については全議員で情報共有する場の必要性がある」という意見

↓

「他の委員会の委員の意見も伺うべきである」ことを全会一致で決定

○令和2年7月：「新嵐山スカイパーク活用計画案」を政策形成過程7項目に沿って  
精査

### 政策討論会開催の目的

#### **活用計画について情報共有を図る**

理由1：

所管委員会として不足している点やご意見を頂き、今後の委員会調査に反映させるため。

理由2：

今後活用計画を具体化していく過程では、議会の議決を要することが予想されるため。

## 政策形成過程「7項目」による論点整理

テーマ	新嵐山スカイパーク活用計画(以下、活用計画)	
7項目	事実	問題点
(1)政策等の発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新嵐山スカイパークあり方検討会の提言(2009年)</li> <li>● 経営形態の改善</li> <li>● 行政改革推進委員会の提言(2017年)</li> <li>– 多角的経営の改善、経営のみえる化、明確なビジョンおよびコンセプトの確立、民間事業者の活用</li> <li>● 2016年台風災害によりキャンプ場が喪失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新嵐山スカイパーク一帯の施設の老朽化</li> <li>● 修繕や施設整備の費用増加</li> </ul>
(2)検討した他の政策等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サウンディング型市場調査の実施</li> <li>● 8事業者(町内5者、町外3者)</li> <li>● 活用アイデアの収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者が求める支援を実施することによる町財政への負担</li> <li>● 計画策定にむけた町民意見の反映と町民参加がない</li> <li>● 町民意見収集の手法改善</li> </ul>
(3)他の自治体の類似する政策等との比較検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業ひとつで複数の政策目標が設定される</li> <li>● 3セクは赤字や経営破たんしても経営者が責任を取ることがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標設定が曖昧</li> <li>● 経営責任の所在が不明瞭</li> <li>● 町財政の負担増</li> </ul>
(4)総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5期総合計画「新嵐山スカイパークの基本方針」施設管理は設置者である町が行う。運営は官民協働</li> <li>● 新嵐山スカイパーク活用計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画のコンセプトが外向き</li> <li>● 魅力向上のためには投資が必要</li> <li>● 町の負担が増えることを気にしては再整備は進まない</li> <li>● 町民に町が目指そうとする目標が伝わっていない</li> </ul>
(5)関係ある法令及び条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治法第238条の4</li> <li>● 芽室町新嵐山スカイパーク設置条例</li> <li>● 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例</li> <li>● 新嵐山運動広場の設置及び管理条例</li> <li>● 畜牛育成牧場管理及び使用条例</li> <li>● 牧野管理規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画を実施していく上での法令や条例との整合性がない</li> <li>● 適切な時期に条例の改廃を行っていない</li> </ul>

(6) 政策等の実施に関わる財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方債(辺地債)、助成金、クラウドファンディングを想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活用計画が示す財源は不確定</li> <li>● それぞれの財源について具体的な金額が不明</li> </ul>
(7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2020 年度実行計画 予算額 95,452 千円 活用計画の実施、指定管理運営、施設および設備の更新</li> <li>● 2021 年度 予算額 58,230 千円</li> <li>● 2022 年度 予算額 58,212 千円</li> <li>● 2020 年度 新嵐山スカイパーク運営支援事業予算 96,624 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活用計画の事業に係る経費および具体的財源が示されていない</li> </ul>
(1)～(7)から考えられるテーマ全体に関する課題・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 問題点を改めて明記すべきである。</li> <li>■ 活用計画は新嵐山スカイパーク再整備の基本理念と基本目標を示した基本構想と基本目標を達成するための手段を示した基本計画が一体になっており、計画としての位置づけが不明瞭である。</li> <li>● 活用計画に示されるプランを実施していくためには具体的なスケジュールと予算が明記された計画が必要である。</li> <li>● 活用計画の実施にあたっては関係法令等を確認し、必要とあればしかるべき時期にすみやかに条例の改廃をすべきである。</li> </ul>	

総括	
委員会としての論点 (委員が合意する・一致する点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新嵐山スカイパークの施設が老朽化している</li> <li>● 修繕や施設整備には費用がかかる</li> <li>● 町民のための施設であることが大前提</li> <li>● 地方債、助成金、クラウドファンディングの具体的な金額が示されていない</li> <li>● 活用計画にある事業スケジュールと全体・個別事業費が不明確である</li> </ul>

<p>委員会としての争点 (委員が合意しない・一致しない点)</p>	<p>1. 計画に町民の声が反映されているのか、いないのか ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 議会では町民との意見交換会や議会モニターなど町民参加に取り組んでいる。新嵐山スカイパークや観光についてもこれまで多くの意見を頂いているが、その意見は委員会調査を通して計画に反映している。</li> <li>◇ 議会も町も町民の声を聴いているが不十分である。</li> </ul> <p>2. 「町民が誇れる」とは具体的な目標があるのか、それとも活用計画を進めていく中で「町民が誇れる」ものを作っていくのか ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 活用計画では「町民のため」というより町外の観光客がメインである。</li> <li>◇ 町民が自ら誇れるものと実感できる工夫が必要。</li> </ul> <p>3. 「町民が誇れる」とは外部から評価されるものなのか、それとも町民が参画することで育まれるものなのか ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 町民が利用し、その素晴らしさが「誇り」となり町外に波及するもの。</li> <li>◇ 新嵐山スカイパークの再整備は町民が活用することを最優先に考えるべき。</li> <li>◇ 外部評価があってこそ観光地の魅力が高まるという側面もある。</li> </ul> <p>4. 新嵐山の再整備にかかる費用は多額になってもやむを得ないのか否か ↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 町の財政状況では活用計画すべてを実施するのは厳しい。メリハリをつけて整備していくべき。</li> <li>◇ 無条件に投資することにならない。活用計画を実施するための具体的な事業や予算が提示されて議論すべき。</li> <li>◇ 新嵐山スカイパークは町の財産として維持する方向が示されており、投資していくことはやむを得ない。</li> <li>◇ 町が財産として持ち続けるのだから、整備費用も確保すべきだ。</li> </ul>
<p>委員会としての決定内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策討論会で出された意見</li>   <li>● 委員会としての総括</li> </ul>